

次のとおり制限付き一般競争入札に付します。

令和6年2月8日

高浜市長 吉岡初浩

記

1 入札に付する事項

- (1) 公表番号 6高財入第5号
- (2) 件名 自動販売機設置に係る高浜市いきいき広場の一部貸付
- (3) 貸付場所 高浜市春日町五丁目165番地
高浜市いきいき広場
- (4) 貸付面積 5㎡
- (5) 貸付期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
また、令和7年4月1日から2年を限度に1年単位で更新可能
(最長：令和9年3月31日まで)
- (6) 最低制限貸付料 月額 17,500円(税込み)
- (7) 入札の執行方法等
 - ア 高浜市契約規則(昭和51年高浜市規則第1号。以下「契約規則」という。)及び高浜市公共工事関係入札者に関する要綱(平成9年5月20日施行。以下「入札者に関する要綱」という。)に定めるところにより行う。
 - イ 代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
 - ウ 入札は、入札書を持参して行うものとし、郵送等持参によらないものは、受け付けない。
 - エ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。
 - オ 入札の回数は、1回とする。

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人にあっては、高浜市内に本店、支店、営業所等を有していること。個人にあっては、高浜市内で事業を営んでいること。
- (3) 入札参加申込書提出締切日までに、「あいち電子調達共同システム(物品等)」において、令和4・5年度高浜市競争入札参加有資格者名

簿に搭載されていること。

- (4) 入札公告の日から過去3年以内に自動販売機を設置した実績があること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年第87号）第107条の規定により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てをなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (8) 入札参加申込書の提出の日から入札日までの間に高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱（平成18年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (9) この公告の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年4月1日施行）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (10) 本市に納める市税等、料金に未納がないこと。

3 入札参加資格の確認に関する事項

(1) 入札参加方法

入札に参加を希望する者は、(2)に示す書類を次のとおり提出しなければならない。この場合において、期限までに入札参加申込書を提出しない者、及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間

令和6年2月8日（木）から同年2月21日（水）の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出場所

高浜市役所2階 総務部財務グループ

ウ 提出方法

持参による

（郵送、電子メール又はファクス等、持参以外のものは受付しない。）

エ その他

提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。なお、提

出された書類の返却は行わない。

(2) 提出資料は、次のとおりとする。

ア 制限付き一般競争入札参加申込書

イ 入札公告の日から過去3年以内に、自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し等

4 契約条項等を示す場所

(1) 入札説明書及び仕様書等（以下、入札関係図書）の配布

ア 入札関係図書は、高浜市公式ホームページの入札情報よりダウンロードもしくは、イに示す窓口にて配布する。ダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせること。

イ 配布及び問い合わせ場所

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所総務部財務グループ（2階 26番窓口）

電話 0566-52-1111（代表） 内線233

ウ 配布期間

令和6年2月8日（木）から同年2月21日（水）の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 設計図書等に対する質問及び回答

本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書を持参、郵送またはFAXにて受け付ける。受付場所は上記、問い合わせ場所に同じ。

様式は自由とするが、A4サイズとし、宛名は「高浜市長（財務グループ）」とし、「公表番号」と「件名」を文書に記載のこと。

ア 質問書の提出期限 令和6年2月21日（水）午後5時まで
（郵送の場合は必着。）

イ 回答公開日 令和6年2月26日（月）

ウ 回答公開方法 ホームページ上にて回答を公開する。

5 入札書の開札日時及び場所

(1) 開札日時

令和6年3月4日（月）午後1時30分

(2) 場 所

高浜市役所本庁舎2階会議室

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

契約規則第12条及び入札者に関する要綱第14条に該当する入札のほか、入札参加者の資格を有しない者がした入札、または、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

- (3) 落札者の決定
最低制限貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。
- (6) 個人に関する情報を取り扱う事務を受託するに当たっては、個人情報の保護に関する法律を守らなければならない。また、必要に応じて個人情報の安全管理措置について書面にて報告しなければならない。
- (7) 暴力団排除に関する事項として次のとおり扱う。
 - ア 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しない。
 - イ 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
 - ウ 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (8) 落札者の決定後、高浜市公式ホームページで落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表する。
- (9) 契約書の作成を要する。契約の締結及び履行に関する費用は、全て落札者の負担とする。
- (10) その他
入札に参加する者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を熟読し、入札者の心得を遵守すること。
- (11) 詳細は、入札説明書による。